

# 令和3年第4回教育委員会定例会議事録

令和3年4月9日

東久留米市教育委員会

令和3年第4回教育委員会定例会

令和3年4月9日（金）午前9時39分開会

市役所7階 703会議室

議題 第1 教育長報告1

①教育長職務代理者の指名について

②議事について

第2 議案第14号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

第3 教育長報告2

③令和4年「成人の日のつどい」開催概要について

④「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン  
（新型コロナウイルス感染症）【令和3年度版】」について

⑤令和2年度東久留米市「学習定着度調査」結果について

⑥ICT教育推進委員会報告について

⑦その他

第4 教育委員報告

---

出席者（5人）

教 育 長	土 屋 健 治
委 員 (教育長職務代理者)	宮 下 英 雄
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

---

傍聴者1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時39分)

○土屋教育長 定刻を少し過ぎましたが、これより令和3年第4回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席ですので、会議は成立しています。

4月1日付で教育長に任命されました土屋です。改めましてよろしく申し上げます。

後ほどご説明しますが、本日の会議から議事日程を改めさせていただきます。

---

◎議事録署名委員の指名

○土屋教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。

○宮下教育委員 分かりました。

---

◎会議の進め方

○土屋教育長 これより公開の会議に入ります。

---

◎傍聴について

○土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対応もお取りいただきますようお願いいたします。

また、資料についてはお入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

◎議事録の承認

○土屋教育長 議事録の承認に入ります。3月29日に開催した第2回臨時会についてご確認をいただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

◎教育長報告1

○土屋教育長 教育長報告1、①教育長職務代理者の指名に入ります。

4月1日に、教育長職務代理者として、宮下英雄委員を指名しましたことを報告します。なお、前任の職務代理者である尾関委員には、平成27年4月から、本市教育委員会が新たな教育委員会制度に移行して以降、長らく職務代理者を担っていただきました。この場をおかりして改めて御礼申し上げます。

続きまして、②議事について。私から提案がございます。

教育長に任命されてから1週間が経ち、これまでの間、議事録や教育委員会の資料などを拝見してまいりましたが、教育委員会の運営について、私なりにさらに整えていけることがあるのではないかという思いがありました。

提案の内容ですが、既に本日の会議から反映しています、これまでの議事日程にある諸報告の扱いについてです。これまでの議事日程は議案と諸報告の2本の柱で構成されており、

諸報告は主に所管課長から、さらに委員の皆様からの報告やご意見などがあれば、そこでお願ひしていました。

本日以降、この諸報告については「教育委員報告」と「教育長報告」に分けて行いたいと思います。議事録を読ませていただいたところ、教育委員の皆様は議案審議を除いては、これまで諸報告の中の「その他」でご発言をされていきました。しかし、「その他」で扱ってしまっていていいのかと思われるようなご意見などが幾つもありました。また、「その他」でのご発言であったため、ご意見に対するその後の事務局の対応の報告などが明確にお示しにくかったのではないかと考えています。ついては、今後は「教育委員報告」を設け、そこでご発言いただければと思います。

続いて、「教育長報告」と改める理由です。本日の会議に臨むに当たり、会議規則にも目を通しました。第27条には議事録に概ね掲載すべきものとして何項目か挙げられており、その中に「教育長報告」と例示があります。「教育委員報告」を設けさせていただきますので、規定に則り、「教育長報告」を設けた方が議事がさらに整うと考えました。なお、「教育長報告」の名称ですが近隣7市の状況も確認したところ4市において使われており、本市の諸報告に相当する内容が「教育長報告」として扱われています。

以上のとおり、諸報告の内容を整理し、事務局からの報告は「教育長報告」とし、教育委員の皆様からのご報告やご意見がある場合は「教育委員報告」として明確に項目出しをしたいと考えました。

いかがでしょうか。

- 宮下教育委員 新しく教育長になられたお立場から、さっそく、議事日程に関するご提案をいただきました。ご着任して1週間足らずの間に今までの教育委員会の議事録を読まれ、変えるべきものは変えていこうというご提案です。その対応の速さにも驚きましたが、ご提案の内容を伺い、素晴らしいと思いました。

私は賛成の立場で一言申し上げたいと思います。これまで「その他」という項目の中で私たち教育委員が発言していたわけですが、「その他」という文言自体に追加的な意味合いがあり、また、不特定のものを集めたものという印象の強い項目になっていたと思います。それが適切ではなかったということではありません。そうではなくて、「教育委員報告」という形にすることで、よりわれわれの立場を明確にさせていただいた項目となったと思います。

議事録を読まれたことで、位置づけを明確にさせていただいたことは素晴らしいことです。と同時に、私たち、特に私はそう思うのですが、教育委員としての職責の重要さを、今の教育長のご発言を聞きながら強く感じました。

この1週間という短期間の中ではありますが、変えるべきものは変えようという、そのような新教育長の積極的な姿勢を感じました。これからの東久留米市の教育行政における最高のお立場にいらっしゃる教育長の意志と言いますか、意欲と言いますか、活力、実行力と言いますか、それを強く感じたところです。どうぞよろしく願ひします。

- 土屋教育長 ありがとうございます。ご期待に沿えるよう頑張っております。

このような形で議事を進めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは議事を進めます。

---

◎議案第14号の上程 説明、質疑、討論、採決

- 土屋教育長 日程第2、「議案第14号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱につい

て」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○山下教育部長 「議案第14号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、本日4月9日、議案を提出するものです。提案理由ですが、令和3年4月1日付人事異動に伴い、第29期社会教育委員の解嘱及び新委員の委嘱を行う必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 「議案第14号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、補足説明をします。社会教育委員は社会教育法第15条に基づき設置されており、その主な職務は同法第17条において、「社会教育に関して教育委員会に対して助言すること」と規定されています。また、東久留米市社会教育委員の設置に関する条例第3条において、委員定数は10人以内と定められており、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から選出されています。今回は令和3年4月1日付人事異動に伴い、1号委員である学校教育関係者のうち、三坂明子本村小学校長を4月8日付で解嘱し、新たに4月10日付で古矢美雪第十小学校長に委嘱するものです。

なお、新委員の任期については条例第4条の規定に基づいて前任者の残任期間と定められており、令和4年8月31日までとなっています。

○土屋教育長 ご質問はありますか。なければ質疑を終結します。

これより議案第14号の討論に入ります。

(「討論省略の声」あり)

討論省略と認めます。以上で議案第14号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第14号 東久留米市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第14号は承認することに決しました。

---

## ◎教育長報告2

○土屋教育長 日程第3、教育長報告2に入ります。

「③令和4年『成人の日のつどい』開催概要について」です。

今年の成人のつどいは新型コロナウイルス感染症の第3波の影響から、年明けに急遽式典を中止することになりました。生涯学習センターでの式典は中止となりましたが、オンラインの式典という形で開催し、市長や市議会議長の祝辞や新成人の言葉を動画で紹介する形で行ったと聞いています。

大変な状況の中での成人の日でしたが、それも新成人の皆様にごできる限りお祝いをして差し上げたいという思いは伝わったのではないかと考えています。

それでは生涯学習課長から説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長 令和4年「成人の日のつどい」開催概要について報告します。

現時点では、令和4年の「成人の日のつどい」は、例年どおりの形での開催を予定しています。日程は令和4年1月10日の成人の日です。1回目を10時半から、2回目を13時半から、いずれも会場は生涯学習センターのホールとなります。

該当者は平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、2月8日現在で1,136人(男性595人・女性541人)となっています。令和4年の式典の1回目については久留米中学校、西中学校、南中学校の地区にお住まいの方で、該当者は563人

になります。2回目は東中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校の地区にお住まいの方で、該当者は573人となります。

報告は以上です。

○土屋教育長 何かご質問はありますか。よろしければ、続いて、④「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【令和3年度版】について」の報告をお願いします。

○椿田指導室長 4月以降の新型コロナウイルス感染症対策に向けて、東久留米市の令和3年度版のガイドラインを作成しましたので報告します。

報道では、4月12日から23区6市が「まん延防止等重点措置」が適用される方針となりました。本市は対象となっていませんが、他市や都の動向を注視しながら今後の対応を図っていきたいと思っています。詳細は統括指導主事から説明します。

○今野統括指導主事 本ガイドラインは、令和2年10月に発行した「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第2版】」を一部変更したものです。変更の内容ですが、文部科学省が令和2年12月に発行した「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」、及び東京都教育委員会教育長名で令和3年3月18日付で発出された「緊急事態宣言の解除に伴う対応について」を【第2版】に加味し、感染症対策をしっかりと行いながら教育活動を行っていく方向で加除修正しました。第2版からの変更点については下線を施しています。

初めに5ページ、「Ⅱ学校運営編『1 教育活動上の留意点』」をご覧ください。【第2版】では、感染症の拡大を防止する配慮を行った上で教育活動を行っていくこと、年度当初の臨時休業を踏まえて学習保障を行っていくことを記載していました。令和3年度は、引き続き、感染症の拡大を防止する配慮を行った上で教育活動を行いつつ、本文4行目にありますように、身体的距離の確保等により指導方法や指導内容を工夫しても児童・生徒に学習の定着が十分に図れないなど課題が生じた場合には、放課後の補習等を行うなどして学力格差の解消に努めるとしています。（2）感染症対策に留意した各教科等の指導「エ」をご覧ください。感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては都度の感染状況を鑑み、必要に応じて年間授業計画を見直す、指導の順序を変更するなど工夫した上で指導するとしています。6ページの（3）学校給食及び昼食「カ」をご覧ください。これまではマスクの保管について記載していましたが、喫食前後のマスクの着用についても指導するよう加筆しました。（4）休憩時間「イ」については、互いの体が接触するような遊びについては「原則として」行わないことと変更しました。7ページの（6）学校行事については、都度の感染状況を鑑み、適宜、行事の意義・目的、在り方について確認・検討した上で必要に応じて内容等の精選を行い、現時点では感染症予防策を徹底して実施するとなりました。宿泊行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等について十分対策を行った上で実施する方向としています。「ア」校外学習等については、計画する段階において感染状況等から実施が困難な場合があることを想定した計画を立案するよう指示しています。また、ガイドラインには記載していませんが、校外学習先として予定する場所が都県をまたぐ場合は、校外学習届を提出する前に指導室に相談することとしています。「オ」に記載した集会関係及び（7）児童会・生徒会活動については、各学校の状況に応じた工夫を行った上であれば実施を認めていきます。8ページの（8）部活動「キ」及び「ク」についてです。対外試合や合同練習、大会参加等については、原則として都県をまたぐことがないよう指示しています。活動に当たり、不明なことがある場合には指導室に相談するようとしています。

最後に19ページをご覧ください。【第2版】までは「保護者宛通知文例」として示していましたが、【令和3年度版】では現在の状況に合わせ、「保護者宛メール文例」として改めました。

- 土屋教育長 何かご質問等ありますか。よろしければ、続いて、「⑤令和2年度東久留米市『学習定着度調査』結果について」の報告をお願いします。
- 椿田指導室長 本年2月に実施しました、令和2年度東久留米市「学習定着度調査」の結果がまとまりましたので報告します。詳細は統括指導主事から説明します。
- 今野統括指導主事 今回の学習定着度調査の結果について説明します。資料の左側上段、平均得点率をご覧ください。太字が本市、括弧内が全国の数値です。これまで本市が課題と捉えていました小学校低学年の学力の定着について、国語は全国平均を超える結果となりました。また、中学校第2学年においては、国語では全国平均と同等、数学では全国平均を超える結果となりました。

続いて、観点別調査結果の平均得点率についてご覧ください。先ず国語です。小学校については、令和2年度から現行の学習指導要領が完全実施となったことを受け、観点の項目が従来の5観点から「知識」「思考」「態度」の3観点となりました。中学校については、令和3年度から学習指導要領が完全実施となっていますので、本調査まで5観点が踏襲されています。従来の課題の一つであった「読む」は、昨年同様改善が進んでいます。これまで課題と捉えていた小学校低学年において「知識」「思考」の2観点が全国平均を超えました。今後も改善を図るべく授業改善等の取り組みを推進するよう、引き続き、各学校に指導を行っていきます。

次に算数・数学です。小学校については令和2年度から現行の学習指導要領が完全実施となったことを受け、観点の項目が従来の4観点から「知識」「思考」「態度」の3観点となりました。中学校については、令和3年度から学習指導要領が完全実施となっていますので、本調査まで4観点が踏襲されています。中学校における「数学的な見方や考え方」及び「技能」については改善傾向ですが、小学校においては引き続き改善を図る必要があります。2枚目の「学力の伸び」をご覧ください。これまでは、小・中学校ともに同一学年集団の学力の伸び率をまとめていました。しかし、先ほどご説明しましたように、小学校については観点が変更となりましたので、3観点の平均点を3学年並べてお示ししました。それぞれ全国平均を100とした指数に換算して比較しています。中学校についてはこれまでと同様に同一学年集団の学力の伸び率をまとめています。こちらも全国平均を100とした指数に換算して比較しています。2年間の学習指導で、中学校2年生は国語が全体で5ポイント、数学は全体で6ポイント伸びています。これらのことから、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえて事業を行ってきましたが、学力向上に向けた本市の取り組みは方向性として成功したと捉えています。今後も現在の取り組みを充実しながら継続していきたいと考えています。

- 土屋教育長 これについてご質問はありますか。
- 宮下教育委員 全国と比較して東久留米市の平均点が少し上がっているということですね。大変喜ばしいことだと思います。学力向上のため今までやってきた取り組みが功を成したのでないかということです。平均点を1ポイント上げるということは、実はものすごい努力が必要なことから。

そこで伺います。平均点が上がったことと、また、東久留米市の子どもたちの能力を例えばA、B、C、Dの四つの層に分けたとするならば、平均点が上がったということはAの層

がさらに上がったのか、低かったDの層が減って上がったのか。そこら辺の分析がされない  
と、調査目的にどのように適合するか判断基準が難しいと思います。

指導室として気づいたことがあれば補足説明していただけると、さらによく理解できると  
思うのですが。

- 椿田指導室長 令和2年度は国や都の学力調査が中止となっていますので、本市の定着度  
調査のみにより、各学校には授業改善をするように説明しています。

各学校ではこの結果を分析して授業改善に生かしていくものと考えていますが、本市の課  
題でした低学年の学力の定着度が上がったことについては、私も非常に興味があります。

今後、各学校の取り組みや調査結果を分析し、成果のあった学校の取り組みを確認して全  
校に周知していこうと考えています。ここでは具体的な成果はお示しできませんが、次回ま  
たは次々回のところで、具体的に調査した結果をお伝えしていきたいと思っています。

- 宮下教育委員 各学校ではこの結果を基にしながら授業改善の方策を出しています。

授業改善プランが各学校から指導室に提出されていると思いますので、顕著に成果の上  
がった学校の取り組みについては、他の学校にも周知することで底辺の底上げにつながって  
いくと思います。いい方策があったらどんどん広めてほしいと思います。具体的に学校名を出  
してもいいと思います。東久留米市全体の学力レベルを上げていくように、これからもいろ  
いろ考えていきましょう。

- 土屋教育長 よろしければ、続いて、「⑥ICT教育推進委員会報告について」に入ります。  
説明をお願いします。

- 椿田指導室長 令和2年度にICT教育推進委員会が取りまとめました「ICT教育推進  
委員会報告について」、統括指導主事から説明します。

- 今野統括指導主事 本市ではGIGAスクール構想の下、4月から、全小・中学校に一人  
1台端末環境を実現しています。令和2年度に、ICT教育推進委員会が本市のICT教育  
の充実のため協議等を行った内容を「ICT教育推進委員会報告」としてまとめましたので  
説明します。

1ページの第1章では、本市のICT教育について、目指す児童・生徒像と、各学校が抱  
える共通の課題、これまでのICT教育の経緯を示しています。2ページの第2章では本市  
のICT教育の課題について、本市の小・中学校に共通する三つの課題の詳細について示し  
ています。3ページの第3章では課題解決に向けた今年度の取り組みについて、「先進的に  
取り組んでいる他自治体の公立小・中学校の視察」「活用状況の実態把握のための調査の実  
施」「情報活用能力の明確化」の3点の取り組みについて詳細をまとめています。6ペー  
ジの第4章では次年度以降に取り組むべき課題について、2点示しています。7ページ以  
降では、参考資料としてICT教育推進委員会実施要項や東久留米市の児童・生徒の実態に即  
して身につけさせたい能力をモデルとして示した情報活用能力「東久留米モデル」等を添付  
しています。

今年度もICT教育推進委員会において、「東久留米モデル」の更新を行っていきます。  
また、各学校で行われる各教科等の授業において効果的だった実践内容について集約し、実  
践事例を各学校に還元する予定としています。説明は以上です。

- 土屋教育長 ご質問はありますか。

- 宮下教育委員 ICT教育推進委員会による報告書がまとまったことは、本当にご苦労様  
でした。本委員会に対してはかねてからいろいろな意見がありましたが、このような形で報  
告書をまとめられてきたことは少し前進があり、進歩してきたのだと受け止めています。



一つ伺います。東久留米モデル第1.0版の内容が参考資料にあります。当然ですが、推進委員会のメンバーは内容をお読みにになり、ご理解されているということでしょうか。

- 今野統括指導主事 「東久留米モデル第1.0版」をつくるに当たりますは、東京都ではもう少し細かいモデルが示されていたのでそれを参考に、東久留米の子どもたちの実態に合わせて現状のコンピューター能力や活用している実態に応じて、東久留米版として作成したものです。

委員からは「ここまでは身につけさせたい」「ここはちょっと難しいかもしれないけれども、ここまでは挑戦できるだろう」という意見をいただいた上で取りまとめたものとなっています。ですので、今年度はこれに基づいて各校でこのモデルに即して授業等を行ってもらった後、また、これを改良していきたいと考えています。

- 宮下教育委員 なぜそのような質問をしたかということ、根本的なところで、委員の皆さんは報告書の内容を共通理解しているか、報告書を読まれたのかなど疑問に思ったからです。

例えば、東久留米モデルバージョンの情報活用の欄です。文字ポイントは7ポイントぐらいですかね、とても小さくて拡大鏡を使わないと見にくいです。1・2年生の「活用方法の習得」のところで、情報活用の見通しをもてる、情報を収集する身近な方法を知る、4行目の「空いて意識をもった表現」とあるのはどういう意味ですか。

- 今野統括指導主事 ご指摘の4行目ですが、5行目の「相手に応じた」と同じく「相手意識をもった」と、「他人に対して」ということですので、誤字です。

- 宮下教育委員 ですよ。なので、委員の皆さんは本当に報告書を読まれたのかなど疑問を持ちました。まだあります。3・4年生の2行目、「情報を収集する」の次に「企保員的な」とあります。これはどういうことでしょうか。

- 今野統括指導主事 「基本的な方法を知る」の誤字です。

- 宮下教育委員 そうです。まだ全部を読んでいませんが、少し見ただけでも誤字がこのようにたくさん出てきます。このバージョンがそのまま各学校に流れていくのですからもう少し慎重に進めてください。文字入力の基本的なものですから、早急に修正をしてください。

今さら私が言うことではありませんが、細かいところも委員の皆さんをはじめ、指導室で再度読み直してみる必要があると思いますよ。

もう一つあります。最後に、東久留米市教育委員会と書いてある掲示用の資料があります。今度は40ポイントぐらいで随分大きいですね。東久留米市教育委員会です出す文書になっています。小学校用と中学校用があります。

文面について一言申し上げます。いずれの文面にも、タブレット端末を使って子どもたちの学習をどういうふうにしましょう、前向きにタブレットを使っていきましょうという雰囲気感が全く感じられないです。壊れるものだから丁寧に使いましょうよという、使い方に対してだけしか書かれていません。許可なく教室外に持ち出してはいけない、乱暴に扱わず大切に使うということ、取扱方だけが書かれています。

報告書には「タブレットは学習の一つの道具として使う」と明記してあります。なので、「学習の道具としてこのように使ったらどうでしょう」など、もっと子どもたちの使う意識を喚起できるようにしていく内容にすべきではないでしょうか。

難しいことかもしれませんが、「タブレットを家に持ち帰って、自分の家の周りで春を探してごらん」という宿題を出したとすれば、子どもたちは思い思いに写真を撮ると思います。「自分で写真を撮る」ということは自分の観点で春を探ることになりますから、自分の見方や考え方でできるわけです。それが、今、求められている新しい教育なのではないですか。

道具として楽しく使っていける方向性が必要ではないかと思います。「東久留米市教育委員会」名で出すにはあまりにも積極性が欠けているのではないかと思いますので、これもご検討いただければありがたいと思います。

- 今野統括指導主事 様々ご指摘をいただきありがとうございます。令和3年3月に取りまとめていますがまだ学校には配布していませんので、再度、文言や表現などについて複数の目で確認し、改めて正しいものを配布していきたいと思います。

また、教育委員会として出す文言ですが、子どもたちがタブレット端末を大切に扱いながらも、学習に活用したいという意欲が持てるような文言に修正していきたいと思います。

- 宮下教育委員 物を大切にすることは当たり前のことですので、もっと楽しく使えるような方向性で使っていくことを考えた方がいいと思います。ICT教育推進委員会にもそのように話をしていただければと思います。

- 土屋教育長 よろしければ、「⑦その他」に入ります。事務局から何かありますか。

- 椿田指導室長 資料はありませんが1点報告します。昨年度、コロナ禍の状況において検証及び調査ができず、改訂できなかった「第二次特別支援教育推進計画」ですが、今年度から策定作業に入っていきます。この4月に策定委員会を立ち上げ、第1回の策定委員会を開催する予定です。その内容についてはその都度、委員の皆様へ報告していきます。

- 土屋教育長 ほかにありますか。

- 島崎図書館長 資料はありませんが図書館から報告します。昨年度、中央図書館は大規模改修工事のため6月から休館していました。お陰様で工事も無事に終了し、4月1日からリニューアルオープンしました。また、図書館運営についても中央図書館及び三つの地区館を一体的に運営する指定管理者を導入し、市と指定管理者の役割分担による新たな運営を開始しています。現在、順調に業務も行われています。

---

#### ◎教育委員報告

- 土屋教育長 続いて、日程第4、教育委員報告に入ります。教育委員の皆様から何かありますか。

- 馬場教育委員 先日、神宝小学校の入学式に参列してきました。昨年は校庭でしか行えなかった入学式でしたが、今年はいろいろな配慮を先生方が考えてくださっていて、気温の低い、とても寒い日でしたが体育館の全ての窓をきちんと開けて換気をし、でも寒いのでストーブもたいてくださり、そして、子どもたちを迎えるという気持ちが随所に表れていて、子どもたちが育てたチューリップを新入生が歩いてくる所に置いてくださったりして、温かい配慮にあふれたとてもいい式でした。

1クラス20人の2クラスと、わかば学級となのはな学級の全員で47人という小規模な学校になっていました。いつもでしたら6年生は参列してくれていたのですが、今回は人数も減らすということで2年生の歓迎の言葉も映像での声を聞かせてくれました。頑張ってるよという気持ちが伝わってきました。子どもたちと保護者の気持ちが温かくなるようないい思いで過ごせた、とてもいい式でした。ありがとうございました。

- 土屋教育長 ほかにありませんか。

- 宮下教育委員 この年度末に、自宅で、必要な書類とそうでないものを分けていたのですが、新聞記事が出てきて、それを見た時に「あれっ、見かけた顔がある」と思ったのです（新聞を広げて）。これだけ大きく出ています。第七小学校の澤井校長先生（この4月から第二小学校の校長先生）ではないかと。東京都の公立小学校の校長会が1年間に1回、研

究発表会を行っているのですが、その時に東久留米市の校長会が研究発表したとの記事でした。「東久留米の校長先生方は頑張っているな」と、この記事を読みながら強く感じたわけです。

発表のテーマは「子どもの危機予測、回避能力を育む命を守る行動を伝えよう」で、校長会が1年間、研究をしてきたものです。このようなことが書いてあります。ちょっとだけ読ませていただきたいと思います。

「東久留米市立小学校長会は児童の危機予測・回避能力を高めて、自ら判断、行動できるように育てる各校の取り組みを発表した。同市では東日本大震災後、地域による自主防災活動が活発になり、学校を交えた避難拠点運営会議なども開かれるようになった。児童や保護者の参加が少ない状況があった。それから地域では不審者情報や刑事事件の発生を受けて集団下校や保護者の引率、教員や地域住民による見回り活動を行うなど、安全面での課題も生じていた。こうした背景や同市教育振興基本計画で安全・安心の学校づくりが掲げられていることなどを受け、様々な実践を重ねてきた。危機予測、回避能力の向上に向けては、毎月の安全指導で自分の命を守る行動について繰り返し伝えた。避難訓練では大震災や火災、不審者対応などの最悪の事態の発生を想定して、職員の動きや児童の安全確保について確認を行ったり、学校連絡名簿でお知らせを配信したりして、実際の問題状況に近い活動を心がけた。安全マップづくりをする学校も多い」。この記事ではもっと詳しく書いてありますが、素晴らしいと感じました。

このように、各学校が取り組んでいる、例えば校長会でも副校長会でもそうですが、そういう組織のいい情報についてはそれぞれの所管で把握したら、この会議の場で報告してもらった方がいいと思います。場合によってはマイナス面の情報も報告していただく必要があるかもしれませんが、プラス面の情報については伝えることによって、それぞれがもっと意欲をもって取り組める気持ちになるとと思います。今後も目についたものについては、積極的に伝えしていきたいと思っています。

○土屋教育長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

以上で本日の日程は全て終了とします。

不慣れなため、何かとご迷惑をかけることが今後もあるかと思いますがよろしく願います。

ただ今、宮下委員からもお話がありましたが、学校と教育委員会は当然ですが非常に関係が深く、関りがとても重要であると思っています。この定例会での審議を深めていくためにも、以前行っていたと聞いていますが、校長会と教育委員の皆様との意見交換の場についても再開したらどうかと考えています。日程や案件については事務局に調整してもらいますのでよろしくお願いします。

---

#### ◎閉会の宣告

○土屋教育長 以上で令和3年第4回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時29分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年5月10日

教育長 土屋 健治 (自 書)

署名委員 宮下 英雄 (自 書)